

第10回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和2年3月30日(月)
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後2時50分閉会
- 3 開催場所 帯広市役所10階 第6会議室
- 4 出席委員 25名
 - 1番 兒玉 康英
 - 2番 吉田 宏一
 - 3番 小倉 豊
 - 4番 堀口 宏敏
 - 5番 荒川 満雄
 - 7番 廣瀬 智美
 - 8番 中村 博志
 - 9番 尾関 健一
 - 10番 野原 幸治
 - 11番 丸谷 友姫
 - 12番 合歓垣 利隆
 - 13番 岩城 利寛
 - 14番 森 和裕
 - 15番 飯田 祐一
 - 16番 梶川 毅
 - 17番 山崎 博之
 - 18番 深田 敬吾
 - 19番 濱野 敏夫
 - 20番 石崎 一彦
 - 21番 吉田 利彦
 - 22番 廣瀬 文彦
 - 23番 石川 俊浩
 - 24番 室崎 公一
 - 25番 中村 正信
 - 26番 中谷 敏明
- 5 欠席委員 1名
 - 6番 松金 栄治
- 6 議事録署名委員
 - 21番 吉田 利彦
 - 22番 廣瀬 文彦
- 7 議事
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 報告第3号 市街化区域内の農地法第5条に係る農地転用届出について
 - (4) 報告第4号 農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について
 - (5) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
 - (6) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (7) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見
 - (8) 議案第4号 農地の転用許可申請に対する決定について
 - (9) 議案第5号 農用地利用集積計画の案の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局出席職員
 - 事務局長 河本 伸一 農地係係長 森田 公樹
 - 農地係主任 水野 晴基 農地係専門員 木原 一広
 - 農地係主任補 堀田 泰蔵

事務局 議長	ご起立願います。礼
中谷 会長	ただいまより、第10回帯広市農業委員会を開催いたします。
議長	(会長より、近況を含め挨拶)
	それでは、議事に入ります。
	はじめに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(委員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、諸般の報告をさせていただきます。
事務局 議長	報告いたします。
	本日の出席委員は25名でございます。議席番号6番 松金委員につきましては欠席の申出を受けております。
	本日の議事につきましては、報告4件、議案5件、協議1件、その他1件です。
	(配布資料の確認)
	報告は以上でございます。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、21番 吉田利彦委員、22番 廣瀬文彦委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
	それでは、報告案件に入ります。
	報告第1号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。
事務局(森田係長)	農業委員会の主要事務の処理概要および活動等について、次のとおり報告します。
	(報告第1号について、前回総会以降の農業委員会事務処理概要及び活動の確認)
議長	ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	特に無いようですので、報告第1号はこれで終わります。
	次に、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」です。
	2月分の調査結果について、野原 調査委員長より報告をお願いします。
野原調査委員長	2月26日の調査ですが、報告第2号1.現況証明の附番53の1件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。2.農地法第4条の転用に係る完了の確認についてですが、附番9の1件について現地調査をしたところ、工事が完了していることを確認いたしました。3.農地法第5条の転用に係る完了の確認についてですが、附番13から14の2件について現地調査をしたところ、工事が完了していることを確認いたしました。4.農地法第5条の一時転用に係る復元完了についてですが、附番5から8の4件について現地調査をしたところ、農地として復元完了していることを確認いたしました。5.裁判所からの照会附番1-1から2-6の11件について、現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

		<p>6. 法務局からの照会附番3-1から3-2の2件について、現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。</p> <p>以上で、2月分の報告を終わります。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p>
中村正信調査委員長		<p>次に、3月分の調査結果について、中村正信 調査委員長より報告をお願いします。</p> <p>3月10日の調査ですが、報告第2号1. 現況証明の附番54から55の2件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。2. 農地法第5条の一時転用に係る復元完了についてですが、附番9から12の4件について現地調査をしたところ、農地として復元完了していることを確認いたしました。</p> <p>以上で、3月分の報告を終わります。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、調査委員長からの報告について、ご質問等ございませんか。</p>
(委 員)		<p>(なし)</p>
議	長	<p>特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。</p> <p>次に、報告第3号「市街化区域内の農地法第5条に係る農地転用届出について」、事務局より説明願います。</p>
事務局(森田係長)		<p>農地法第5条第1項第6号の規定に基づき市街化区域内の農地転用の届出があり受理したので、次のとおり報告します。</p> <p>(報告第3号、附番12から13までの市街化区域内の農地転用2件について朗読・説明)</p> <p>いずれも土砂の一時堆積を目的とした、市街化区域内での転用届けでございます。</p>
議	長	<p>ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。</p>
(委 員)		<p>(なし)</p>
議	長	<p>特に無いようですので、報告第3号はこれで終わります。</p> <p>次に、報告第4号「農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について」、事務局より説明願います。</p>
事務局(森田係長)		<p>帯広市農業委員会事務委任規程第2条の規定に基づき、農地等のあっせん委員の指名について次のように専決処分し、あっせんが次のとおり成立したので報告します。</p> <p>(報告第4号、附番8のあっせん委員指名の専決処分およびあっせんによる売買の成立1件について朗読・説明)</p>
議	長	<p>ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。</p>
(委 員)		<p>(なし)</p>

議	長	<p>特に無いようですので、報告第4号はこれで終わります。</p> <p>以上で、報告案件はすべて終了いたしました。</p> <p>これより議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(森田係長)		<p>農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。</p> <p>(議案第1号、附番44から55までの12件の合意解約について朗読。説明)</p> <p>以上附番44から55までの12件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。</p>
議	長	<p>これより議案の審議を行います。本案件中、附番47から49の3件につきましては、中村正信会長職務代理者が関係をしておりますので、委員の退席後に審議を行います。</p> <p>【中村会長職務代理者退席】</p>
議	長	<p>それでは、附番47から49についての審議を行います。</p> <p>事務局からの説明に対する質問、あるいは通知の内容に基づく合意解約の成立状況を確認することについて、ご異議ございませんか。</p>
(委員)		(なし)
議	長	<p>ご異議が無いようですので、通知の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。</p> <p>【中村会長職務代理者着席】</p>
議	長	<p>次に、本案件中 附番54につきまして、濱野委員が関係をしておりますので、委員の退席後に審議を行います。</p> <p>【濱野委員退席】</p>
議	長	<p>それでは、附番54についての審議を行います。</p> <p>事務局からの説明に対するご質問、あるいは通知の内容に基づく合意解約の成立状況を確認することについて、ご異議ございませんか。</p>
(委員)		(なし)
議	長	<p>ご異議が無いようですので、通知の内容に基づく合意解約の成立を確認いたしました。</p> <p>【濱野委員着席】</p>
議	長	<p>引き続き、附番47から附番49及び附番54を除く8件についての審議を行います。</p> <p>事務局からの説明に対するご質問、あるいは通知の内容に基づく合意解約の成立状況を確認することについて、ご異議ございませんか。</p>
(委員)		(なし)

議	長	<p>ご異議が無いようですので、通知の内容に基づく合意解約の成立を確認いたしました。</p> <p>次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(堀田主任補)		<p>農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第2号、附番49から60までの売買(あっせん)による所有権の移転1件、売買(相対)による所有権の移転6件、贈与による所有権の移転2件、相対による賃借権の設定3件について、調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>以上、附番49から60までの12件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。</p>
議	長	<p>それでは議案第2号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入りますが、附番59については濱野委員が関係していますので、ここで一時退席していただきます。</p> <p>【濱野委員退席】</p>
議	長	<p>それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>附番59について、兒玉委員よりお願いいたします。</p>
兒玉委員		<p>附番59について、意見を申し上げます。受け人は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の周辺で営農を行う農業者です。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。それでは附番59について審議を行います。</p> <p>ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
(委員)		(なし)
議	長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>【濱野委員着席】</p>
議	長	<p>引き続き、附番59を除く11件についての審議を行います。</p> <p>附番51についての地区担当委員の意見を、深田委員よりお願いいたします。</p>
深田委員		<p>附番51について、意見を申し上げます。借主は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の周辺で営農を行う農業者です。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や</p> <p>考えます。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて附番52について、吉田利彦委員よりお願いいたします。</p>

吉田利彦委員	附番52について、意見を申し上げます。借主である法人は、地域で営農を行っている農地所有適格法人であり、これまでも申請農地の周辺で営農を行っております。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。
議長	ありがとうございました。 続いて附番53及び54について、石崎委員よりお願いいたします。
石崎委員	附番53及び附番54について、意見を申し上げます。受け人である法人は、地域で営農を行っている農地所有適格法人であり、これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。
議長	ありがとうございました。 続いて附番55について、廣瀬文彦委員よりお願いいたします。
廣瀬文彦委員	附番55について、意見を申し上げます。借主は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の周辺で営農を行う農業者です。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。
議長	ありがとうございました。 続いて附番57について、兒玉委員よりお願いいたします。
兒玉委員	附番57について、意見を申し上げます。受け人は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の周辺で営農を行う農業者です。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。
議長	ありがとうございました。 続いて附番58について、堀口委員よりお願いいたします。
堀口委員	附番58について、意見を申し上げます。受け人は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の周辺で営農を行う農業者です。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。
議長	ありがとうございました。 続いて附番60について、濱野委員よりお願いいたします。
濱野委員	附番60について、意見を申し上げます。受け人は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の周辺で営農を行う農業者です。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。

議 (委 員)	長 ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。 (なし)
議 事務局(堀田主任補)	長 ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 次に議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。
議 堀 口 委 員	長 (議案第3号、「1. 農業就業者育成・確保施設整備計画」附番19の農家住宅整備計画1件、および「2. 農地利用計画」附番18から22までの用途変更5件、「3. 農地転用計画」附番18の農機具格納庫の建設、通路及び作業場の造成に伴う農地転用1件について、調査書に基づき朗読・説明) それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。「1. 農業就業者育成・確保施設整備計画」附番19、「2. 農地利用計画」附番18及び19、「3. 農地転用計画」の附番18について、堀口委員よりお願いいたします。 それでは意見を申し上げます。農用地利用計画附番18及び農地転用計画附番18です。申出者は畑作農家です。トラクター、ショベル、農機具等が現存の格納庫で全て収まらず、屋外で保存しているため、雨により腐食が進み修理費用が嵩む等、耕作に影響が出てきたことから、農機具格納庫の建築を計画したものです。 既設敷地内には余地がなく、周辺農地や周辺環境には影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。
議 尾 関 委 員	長 続いて、農業就業者育成・確保施設整備計画附番19及び農用地利用計画附番19です。申出者は現在親と同居していますが、老朽化及び子供の成長に伴い手狭となったことから住宅の建築を計画したものです。それに伴い、農振計画を農業用施設用地からその他へ除外を行うものです。既設敷地内には余地がなく、周辺農地や周辺環境には影響はないと思われるので、申請地を除外することはやむを得ないものと考えます。 ありがとうございました。
議 尾 関 委 員	長 続いて「2. 農用地利用計画」附番20から附番22について、尾関委員よりお願いいたします。 それでは意見を申し上げます。農用地利用計画附番20、附番21、附番22です。申出地は、現在は農地として利用されております。今後とも農地として有効活用するため、農用地利用計画を変更し、農地とするものです。また、変更後には、農地法第3条による手続きを行う予定です。

議 長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。</p>
(委 員)	(なし)
議 長	<p>ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更に 異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。</p> <p>次に議案第4号「農地の転用許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(堀田主任補)	<p>農地法第4条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第4号、附番8の農機具格納庫の建設、通路及び作業場の造成に伴う農地転用1件について、調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>なお、転用許可基準につきましては、農地法第4条の各要件に合致していることを確認しております。</p>
議 長	<p>それでは議案第4号について、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>堀口委員よりお願いいたします。</p>
堀 口 委 員	<p>それでは意見を申し上げます。附番8ですが、議案第3号 農用地利用計画附番18及び 農地転用計画附番18で説明した通り、申請地を農機具格納庫に転用することはやむを得ないものと考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
(委 員)	(なし)
議 長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>次に、議案第5号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(堀田主任補)	<p>農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。</p> <p>(議案第5号、一般分 附番97から121の賃借権の設定25件について、調査書に基づき朗読・説明。)</p> <p>以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。</p>
事務局(木原専門員)	<p>(同、公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業に伴う賃借権の設定附番10から12の3件、所有権の移転附番35の買入1件について、調査書に基づき朗読・説明。)</p> <p>以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。</p>

議	長	<p>それでは議案第5号について審議に入りますが、附番108については、飯田委員が関係しておりますので、ここで一時退席させていただきます。</p> <p>【飯田委員退席】</p>
議	長	<p>それでは、附番108について審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。</p>
(委員)		(なし)
議	長	<p>ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>【飯田委員着席】</p>
議	長	<p>次に、本案件中 附番116から附番120につきましては、中村会長職務代理者が関係をしておりますので、委員の退席後に審議を行います。</p> <p>【中村会長職務代理者退席】</p>
議	長	<p>それでは、附番116から附番120についての審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。</p>
(委員)		(なし)
議	長	<p>ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>【中村会長職務代理者着席】</p>
議	長	<p>引き続き、附番108及び附番116から附番120を除く19件についての審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。</p>
(委員)		(なし)
議	長	<p>ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、議案の審議は全て終了いたしました。</p> <p>続いて「協議」に入ります。</p> <p>「農業委員会活動令和元年度点検評価及び令和2年度活動計画（案）」について、事務局より説明願います。</p>
事務局(森田係長)		(農業委員会活動令和元年度点検評価及び令和2年度活動計画（案）について説明)
議	長	<p>ただいまの説明に対するご質問等はございませんか。</p>
(委員)		(なし)
議	長	<p>特に無ければ本件はこれで終わります。</p> <p>続いて「その他」に入ります。</p> <p>「農地利用等の意向調査について」、事務局より説明願います。</p>
事務局(水野主任)		(「農地利用の意向調査」の状況を説明)
議	長	<p>ただいまの説明に対するご質問等はございませんか。</p>

(委 員)	(なし)
議 長	特に無いようですので、以上で「農地利用等の意向調査について」を終了いたします。他に委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
(委 員)	(なし)
議 長	特に無いようですので、以上で「その他」を終了いたします。
	次に、事務局より連絡事項の説明をお願いします。
事務局(森主任)	(事務局から連絡事項の説明)
議 長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	それでは、ここで職員の人事異動について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 長	(異動内容の報告)
議 長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長	ご起立願います。お疲れさまでした。